

土屋文明記念文学館自動販売機設置事業者募集要項

群馬県では、県有施設に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

県有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 土屋文明記念文学館自動販売機設置場所貸付に係る県有財産賃貸借
- (2) 貸付場所及び面積

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置	貸付面積
1	土屋文明記念文学館の一部	高崎市保渡田町2000番地	2階喫茶室	位置図のとおり	2.30 m ² (1.0m×2.30m)

※1 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※2 回収ボックスの設置方法および使用済み容器の回収方法の詳細については、落札者との間で協議のうえ決定する。

(3) 貸付期間

令和8年9月1日から令和13年3月31日まで (更新なし)

(4) 参考データ(施設の概要、令和8年4月現在)

土屋文明記念文学館

ア 利用可能時間 開館日の8:30~17:15

イ 利用可能日 休館日(火曜日・年末年始(12月29日~1月3日)・燻蒸等の期間)を除く毎日

ウ 勤務者数 20人

エ 利用者数実績 47,886人(令和6年4月~7年3月)

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申込方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送とし、電話、ファクシミリ、ウェブサイト上の受付は行わない。

(2) 申込期間

①持参する場合

申込受付期間：令和8年7月13日(月)から令和8年8月3日(月)までの日(火曜日を除く。)の午前9時30分から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

提出場所：高崎市保渡田町2000番地

群馬県立土屋文明記念文学館 教育普及係

電話:027-373-7721

②郵送の場合

申込受付期間：令和8年7月13日(月)から令和8年8月3日(月) 午後5時必着

送付先：370-3533 高崎市保渡田町2000番地

群馬県立土屋文明記念文学館 教育普及係 あて

※1 配達証明又は簡易書留により送付すること。

※2 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので注意すること。

(3) 提出書類(提出部数各1部)

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明(市町村発行のもの)		○
③	誓約書	○	○
④	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
⑤	確定申告書(写)		○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	群馬県税の完納証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※ ②、④、⑥、⑦については、発行後3カ月以内の原本とする。

※ 会計局会計管理課の入札資格認定を受けている者は、②身分証明書、④商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、⑤確定申告書(写)、⑥印鑑証明書、⑦群馬県税の完納証明書を省略することができる。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年7月13日(月)から7月23日(木)までの日(14日、21日(火)を除く。)の午前9時30分から午後5時までの間(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

(2) 提出方法

質問書(群馬県所定様式)を持参する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年7月30日(木)までに県のホームページに掲載する。

6 入札参加資格の確認等

上記4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年8月10日（月）までに、申請者あて結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時及び場所

（1）日時

令和8年8月19日（水）午後2時

（2）場所

高崎市保渡田町2000番地

群馬県立土屋文明記念文学館 2階 研修室

8 契約

落札者決定後、令和8年8月24日（月）までに、落札した者と県有財産賃貸借契約書を締結する。

9 問い合わせ先

370－3533 高崎市保渡田町2000番地

群馬県立土屋文明記念文学館 教育普及係

TEL :027－373－7721 / FAX :027－373－7725

E-mail :tsuchiayakan@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（1）契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

（2）競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

（3）落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

（4）地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

（5）正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

（6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。